

開 会	
議 長	<p>皆様おはようございます。間もなく定例会を開会いたしますが、開会に先立ちお知らせをいたします。</p> <p>本日の議会は、クールビス期間中ですので、本会議におきましても上着、ネクタイの着用なしでよろしいということでございますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日、執行部より、議会全員協議会の申し出がっておりますので、本会議終了後、引き続き全員協議会を開きたいと思っておりますので、ご了承を願います。</p> <p>なお、欠席の報告ですが、朝倉市の梶原議員、東峰村の森山議員、久留米市の古賀敏久議員より欠席の届が出されております。</p> <p>ただ今から、平成25年第2回甘木・朝倉・三井環境施設組合定例会を開会し、直ちに会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(10時 4分)</p>
議 長	<p>なお、本日の出席議員は13名で、会議は成立いたします。</p> <p>本日の議事日程につきましては、お手元に印刷、配布のとおりであります。</p> <p>ご了承願います。</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1 「議席の指定について」を、行います。</p> <p>先般、5月1日付で、朝倉市議会選出の組合議員の一部に改選がっておりますので、新たに組合議員になられました議員の議席を組合会議規則第4条の規定によって、議長において指定したいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、議席番号と議員の氏名を職員に朗読させます。</p> <p>施設課長</p>
施設課長	<p>議案書の1ページをお願いいたします。</p> <p>議席番号と氏名を読み上げさせていただきます。</p> <p>4番 平田梯子議員、7番 中島秀樹議員。以上でございます。</p>
議 長	<p>ただ今朗読をしましており、議席を指定いたします。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2 「会議録署名議員の指名」を、行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、会議規則第68条の規定によって、7番 中島秀樹議員、9番 佐々木紀嘉議員を指名します。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3 「会期の決定について」を、議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本定例会の会期は、本日、8月30日の1日間としたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は、本日の1日間と決定しました。</p>
日程第4	
議 長	<p>日程第4 「組合長のあいさつ及び提案理由の説明」を求めます。</p> <p>組合長</p>

組 合 長	<p>おはようございます。</p> <p>組合長のあいさつ及び提案理由の説明をいたします。</p> <p>本日、ここに平成25年第2回甘木・朝倉・三井環境施設組合定例会を招集しましたところ、議員の皆様方には公私ともご多忙の中、多数ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、本定例会にご提案申し上げます案件は、承認2件、議案1件についてご審議をお願いする次第であります。</p> <p>それでは、ただ今からご提案申し上げます案件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。</p> <p>承認第1号は、専決処分を報告し、承認を求めることについて、でございます。</p> <p>福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約を変更する必要が生じましたが、議会を招集する暇がなかったため、専決処分をしたものでございます。</p> <p>主な内容は、平成25年3月31日限りで退職手当組合から田川地区清掃施設組合及び福岡県市町村災害共済基金組合を脱退させ、平成25年4月1日から下田川清掃施設組合を加入させるとともに、退職手当組合同約を変更するというものであります。</p> <p>承認第2号は、専決処分を報告し、承認を求めることについて、でございます。</p> <p>甘木・朝倉・三井環境施設組合職員の給与の臨時特例に関する条例を制定する必要が生じましたが、議会を招集する暇がなかったため、専決処分をしたものでございます。</p> <p>主な内容は、職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてというもので、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額措置を踏まえ、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における職員の給与の支給額を削減するため、職員の給与に関する条例の特例を定めるものであります。</p> <p>議案第4号は、平成24年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について、でございます。</p> <p>関係法令の規定により、監査委員の意見書を付けて、平成24年度決算書を別冊のとおり本会の認定に付するものであります。</p> <p>それでは、歳入歳出決算の概要について、ご説明をいたします。</p> <p>歳入総額1,923,137千円に対し、歳出総額1,756,185千円で、差引額の166,952千円を翌年度へ繰り越すものであります。</p> <p>歳入の主なものは、負担金が1,708,301千円、使用料及び手数料が20,096千円、財産収入が29,474千円であります。</p> <p>歳出の主なものは、総務費が116,403千円、施設運営費が1,015,122千円、公債費が624,086千円であります。</p> <p>平成24年度は特別大きな事業もなく、適切に維持補修を行い安全・安心な運転管理に努めることができたところであり、議員各位には今後ともご指導、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上、提案理由についてご説明申し上げますが、いずれも本組合の運営上重要な案件でありますので、慎重にご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。よろしくお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>ここで、先ほど欠席議員の報告をいたしました、久留米市の古賀敏久議員が見えましたので、出席議員は14名ということで変更を願います。</p>

日程第5	
議長	<p>日程第5 承認第1号「専決処分を報告し、承認を求めることについて 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について」を、議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>施設課長</p>
施設課長	<p>議案書の2ページをお願いいたします。</p> <p>承認第1号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。</p> <p>本日提出、組合長名でございます。</p> <p>提案理由は、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約を変更する必要が生じたが、議会を招集する暇がなかったため、専決処分をしたものであります。</p> <p>3ページに専決処分を付けております。</p> <p>専決第1号、専決処分書。</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。</p> <p>平成25年3月12日付、組合長名でございます。</p> <p>記、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について。</p> <p>地方自治法第286条第1項の規定により、平成25年3月31日限り福岡県市町村職員退職手当組合から田川地区清掃施設組合及び福岡県市町村災害共済基金組合を脱退させ、平成25年4月1日から福岡県市町村職員退職手当組合に下田川清掃施設組合を加入させるとともに、福岡県市町村職員退職手当組合同約を別紙のとおり変更するというものでございます。</p> <p>4ページに、規約の一部を改正する規約、5ページから7ページまでに新旧対照表を付けておりますので、参考としてご覧いただければと思います。</p> <p>以上で、承認第1号の説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、承認第1号「専決処分を報告し、承認を求めることについて 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について」を、採決します。</p> <p>承認第1号は、承認することに賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、承認第1号「専決処分を報告し、承認を求めることについて 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について」は、原案のとおり承認されました。</p>
日程第6	

議 長	<p>日程第6 承認第2号「専決処分を報告し、承認を求めることについて 甘木・朝倉・三井環境施設組合職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について」を、議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>施設課長</p>
施設課長	<p>議案書の8ページをお願いいたします。</p> <p>承認第2号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。</p> <p>本日提出、組合長名でございます。</p> <p>提案理由は、甘木・朝倉・三井環境施設組合職員の給与の臨時特例に関する条例を制定する必要が生じたが、議会を招集する暇がなかったため、専決処分をしたものでございます。</p> <p>9ページに専決処分を付けております。</p> <p>専決第2号、専決処分書。</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。</p> <p>平成25年6月28日付、組合長名です。</p> <p>記、甘木・朝倉・三井環境施設組合職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について。</p> <p>10ページが条例になりますけれども。</p> <p>第1条が、趣旨として、この条例は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額措置を踏まえ、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における職員の給与の支給額を削減するため、甘木・朝倉・三井環境施設組合職員の給与に関する条例の特例を定めるというものでございます。</p> <p>第2条は、筑前町条例の準用として、特例期間に係る給与減額措置は、筑前町の職員の給与の臨時特例に関する条例第2条以下の規定を準用する。</p> <p>附則、この条例は、平成25年7月1日から施行するというものでございます。</p> <p>第2条以下の規定が、筑前町の条例を準用するというので、11ページと12ページに、筑前町の職員の給与の臨時特例に関する条例を資料として付けておりますので、ご覧いただければと思います。</p> <p>以上で、承認第2号の説明を終わります。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、承認第2号「専決処分を報告し、承認を求めることについて 甘木・朝倉・三井環境施設組合職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について」を、採決します。</p> <p>承認第2号は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、承認第2号「専決処分を報告し、承認を求めることについて 甘木・</p>

	<p>朝倉・三井環境施設組合職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について」は、原案のとおり承認されました。</p>
日程第7	
議長	<p>日程第7 議案第4号「平成24年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を、議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>施設課長</p>
施設課長	<p>議案書の13ページをお願いいたします。</p> <p>議案第4号「平成24年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見書を付けて、平成24年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計歳入歳出決算書を別冊のとおり本会の認定に付する。</p> <p>本日提出、組合長名であります。</p> <p>14ページに、決算審査の意見書を付けておりますけれども、監査委員のほうから、特にご指摘がなされましたことは、個人搬入について、手数料の見直しの検討を行ってほしいという、強い要望がなされたところでございます。</p> <p>それでは、引き続き決算の説明を行わせていただきます。</p> <p>最初に、別冊の決算に係る主要施策の成果説明書の方に基づいて、ご説明を行います。</p> <p>まず、1ページをお願いいたします。</p> <p>総活表で、それぞれ前年度分と増減額も併せて記載しておりますけれども、歳入総額が1,923,137千円で、7,627千円の減額、歳出総額が1,756,185千円で、10,933千円の減額、差引額の166,952千円を平成25年度へ繰り越すものでございます。</p> <p>次に、歳入の主なものは、分担金及び負担金が1,708,301千円で、55,535千円の増額で、歳入全体の約90%を占めております。</p> <p>次に、歳出の主なものは、施設運営費が1,015,122千円で、84,609千円の増額でございます。</p> <p>続いて、2ページをお願いいたします。</p> <p>歳入の内訳をご説明いたします。</p> <p>1款1項1目分担金及び負担金が1,708,301,490円で、市町村からの負担金が1,701,066千円で、規約に基づき負担率を運営費と設置費、それぞれの比率で、構成5市町村から負担をお願いしており、各市町村の内訳については、表のとおりでございます。</p> <p>派遣職員人件費が7,235,490円で、組合から筑前町に派遣している職員の人件費になります。</p> <p>次に、2款1項1目使用料及び手数料が20,096,250円で、個人の直接持ち込みに伴う手数料になりますが、持ち込み件数が、合計約27,000件、前年度比15.8%の増で、市町村ごとの内訳は表のとおりになります。</p> <p>各市町村とも年々件数が増加しており、この件に関しましては、議会から、それと監査委員さんのほうからも手数料見直し検討の指摘があり、現在、各会議において協議を進めているところでございます。</p> <p>次に、3款財産収入が29,473,637円でございます。</p> <p>この内、財産運用収入が210,413円で、これは、財政調整基金、約303,000千円を運用した利子分になります。</p>

基金の運用については、3億円分を短期国債で、残りを定期預金で利回りを考慮し、効率的な運用に心がけております。

次の財産売払収入が29,263,224円で、これは、アルミ缶等の資源化物を売り払った収入になります。

次に、3ページをお願いいたします。

5款1項1目繰越金が163,646,734円で、前年度からの繰り越し分になります。

次に、7款諸収入が1,619,529円で、一般会計の預金利子が121,811円、雑入が1,497,718円で、雑入の内訳については表のとおりでございますが、余剰電力の売電料、約80万円が主なものになります。

売電料は、昨年度より50万円ほど減額になっておりますが、減額の理由としては、売る方よりも買う方の電気料単価が3倍ほど高いため、売る電気を増やすよりも買う電気を削減する運転方法を取っているところで、所内電気の総使用量の約80%、金額にして約2億円分を発電でまかなっているところでございます。

参考ではございますけれども、玄海原子力発電所1号機の発電量が45万kwで、本施設の発電量が1,700kwで、1%にも満たないわけではございますが、なるべく買う電気を削減できるよう、今後も電気の自給率を上げるように心がけていきたいと考えております。

以上で、歳入のご説明を終わります。

続きまして、歳出の内訳のご説明を申し上げます。

4ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費が574,268円でございます。

議会の開催状況は、定例会2回、全員協議会を3回開催し、主な審議事項は、決算の認定、監査委員の選任、予算及び補正予算等について提案し、議決を得たところでございます。

また、全員協議会の主な審議事項は、東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理、計画停電の対応等について、協議を行ったところでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

2款1項1目総務費の一般管理費が126,123,844円でございます。

会議開催については、市町村長による協議会において、組合施策の重要事項について協議し、具体的な施設運営方針については、幹事会、課長会等を随時開催し協議を行っております。

次に、組合広報活動については、年3回広報紙「サン・ポート通信」を発行し、議会審議内容や施設の運営状況等について、広報活動を行ったところでございます。

次に、視察の対応については、圏域内の小学校等広く受け入れを行い、41団体、1,486名の視察者を受け入れたところでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

2款1項2目財政調整基金費が21,413円で、基金約303,000千円の運用の利子分でございます。

次に、2款2項1目監査委員費が69千円で、一般会計の決算並びに予算の執行状況について、監査を行っていただいたところでございます。

次に、施設運営費で、3款1項1目ごみ処理運営費が940,058,825円で、排ガス等について国の基準を十分満たすことができ、適切な運転管理を行うことができたところでございます。

主なものでは、3番目のごみ処理施設点検及び補修費が333,264,045円、4番目のごみ処理施設運転管理業務委託料が185,850千円、8番目の原材料費

が257,534,877円となっております。

次に、7ページをお願いいたします。

3款1項2目リサイクルプラザ運営費が62,398,348円で、主なものは、点検及び補修費が30,867,543円でございます。

次に、3款1項3目リサイクル工房運営費が6,093,512円で、展示会を年4回開催し、展示品数は毎回約300点、来場者が毎回約1千から1,500人ほどとなっております。

再生品補修委託料は2,001千円で、シルバー人材センターに自転車、家具等の補修作業を行ってもらっております。

次に、3款1項4目カゴ・コンテナ洗浄施設運営費が6,571,003円で、カゴ・コンテナ洗浄作業委託料が4,263千円で、こちらも同じくシルバー人材センターに洗浄作業を行ってもらっております。

次に、4款1項1目公債費の元金が586,366,469円でございます。

続いて、8ページをお願いいたします。

4款1項2目公債費の利子が37,711,943円でございます。

最後に、5款1項1目予備費ですが、予備費の方からホームページ開設に伴う委託料、計画停電に備え機械を冷却するクーラー等の備品購入費、それに豪雨により土砂が流入し、グラウンドが荒れたため、整備工事にそれぞれ充用させていただいたところでございます。

以上で、成果説明書の説明を終わらせていただきます。

引き続き、決算書の説明をさせていただきます。

別冊の決算書をお願いいたします。

決算の大枠の目につきましては、成果説明書のほうでご説明申し上げましたので、決算書の方では、主に、施設の主要な事項についてご説明しますので、ご了承をお願いしたいと思います。

決算額につきましては、千円単位でご説明をさせていただきます。

初めに、歳出の方からご説明を申し上げます。

9ページと10ページをお願いいたします。

最初に、1款議会費の主なもので、1節報酬は、議員16名分の報酬415千円で、9節旅費以下につきましては、一般的な事務に係る経費でございます。

次に、2款1項1目一般管理費が116,123千円の支出で、前年度比約9,600千円の減額ですが、昨年度は地滑り対策工事の復旧がございましたが、その分が減額となっております。

一般管理費の主なもので、1節報酬は、局長他嘱託職員8名分の報酬で、2節給料から4節共済費までは組合職員8名分の人件費でございます。

次に、11、12ページをお願いいたします。

11節需用費、12節役務費は一般的な事務経費ですが、経費節減に努めており、11節需用費が2,711千円で、前年度比4,930千円の減額になっております。

昨年度は搬入車両の計量装置の点検補修がありましたが、その分が減額となっております。

13節委託料が3,807千円で、主なものでホームページ運営管理委託料が1,260千円で、その他施設の清掃、警備費等でございます。

19節負担金補助及び交付金が8,247千円で、前年度比1,300千円の減額ですが、筑前町から派遣職員負担金分で、派遣職員が課長級から係長級に変わったためによる減額でございます。

次に、13ページ、14ページをお願いいたします。

3款1項1目ごみ処理運営費が940,058千円の支出で、前年度比75,760千円の増額となっております。

11節需用費が前年度比32,120千円増の398,257千円で、主なもので、電気料が55,567千円、水道料が8,996千円で、前年度より約4,850千円増額しておりますが、これは、平成24年度から筑前町に水道の加入をしたため、加入金が2,268千円と、料金単価が㎡当たり115円増額したためによるものでございます。

修繕費が前年度比25,670千円増の333,264千円で、主な点検箇所は、溶融設備、ガス冷却設備等でございます。

需用費の増額分は、修繕費の増額分によるものでございます。

この修繕費につきましては、前回の議会のおりにもご説明を申し上げましたけれども、現在、毎年計画的に約3億円程度で予算化を行い、対応を行っているところでございます。

大規模改修につきましては、平成30年頃を予定いたしておりますけれども、費用は約20億円ほどで、それに先立ち来年度より財政計画を立て、起債、基金等を有効に活用して、市町村の負担が重くならないようにと考えているところでございます。

次に、13節の委託料が前年度比340千円減の264,951千円で、主なもので、施設運転管理業務委託料が前年度比1,050千円増の185,850千円、飛灰運搬処理委託が前年度比2,270千円減の60,852千円、ごみ処理施設点検整備の精査業務委託料が5,722千円です。

これにつきましては、業者から提示をされる修理内容、工事費等が適切であるかを、第三者である準公的な一般財団法人の専門機関に精査をお願いし、業者の見積り額が約25%、金額にして約80,000千円削減でき、費用対効果が十分に出されたところでございます。

次に、15ページ、16ページをお願いいたします。

16節原材料費が前年度比44,760千円増の257,534千円で、コークス、灯油等の施設の運転に必要な資材の購入費、機械の予備品、消耗品等になります。

増額分については、コークスや灯油は減額でございますが、機械の予備品、消耗品の増が、主な増額の要因でございます。

主なもので、コークスが前年度比38,000千円減の63,818千円で、使用量と単価の減によるものでございます。

同じく原材料費で、予備品、消耗品が前年度比85,000千円増の152,580千円で、内訳として、集塵機、燃焼室内ダンパー、制御装置等の部品代になります。

19節負担金補助及び交付金は前年度比870千円減で、栗田区運動公園整備事業の起債償還負担金の10,887千円が主で、この負担金については、平成24年度で終了をいたしております。

続きまして、2目のリサイクルプラザ運営費は、前年度比9,400千円増の62,398千円で、11節需用費が前年度比7,900千円増の39,272千円で、主なもので、修繕費が前年度比20,000千円増の30,867千円で、リサイクルプラザ運営費の増額の要因は、修繕費の増によるものでございます。

主な修繕箇所としては、破碎機、コンベア等でございます。

予備品、消耗品が前年度比6,000千円増の7,984千円で、内訳として、破碎機、梱包機等の部品代になります。

13節委託料が前年度比1,580千円増の22,695千円、シルバーの選別作業委託料、資源化物の運搬処理委託料等が主なものになります。

	<p>次に、17、18ページをお願いいたします。</p> <p>3目リサイクル工房運営費が前年度比460千円減の6,093千円で、再生品の自転車、家具等の修理費、シルバーの補修作業委託料が主なものになります。</p> <p>次に、4目カゴ・コンテナ洗浄施設運営費が前年度比100千円減の6,571千円で、市町村での集団回収に使用するカゴ・コンテナを回収後に洗浄する経費で、電気料、シルバーの洗浄作業委託料が主なものになります。</p> <p>次に、19、20ページをお願いいたします。</p> <p>4款公債費が前年度比340千円増の624,085千円で、23年度から法面復旧工事の起債の一部が加わっております。</p> <p>24年度末の未償還金現在高が、元利合計2,817,239千円でございます。</p> <p>5款予備費については、ホームページ開設に伴う委託料などとして2,013千円を充用いたしております。</p> <p>以上で、歳出のご説明を終わります。</p> <p>続いて、歳入のご説明を申し上げます。</p> <p>5ページと6ページをお願いいたします。</p> <p>1款分担金及び負担金が1,708,301千円で、構成市町村からの負担金、それと派遣職員の人件費になります。</p> <p>2款使用料及び手数料が20,096千円で、ごみの個人搬入手数料になります。個人搬入の増加により450千円ほど増加いたしております。</p> <p>3款財産収入の1項財産運用収入が210千円で、基金の利子分になります。</p> <p>2項財産売払収入は29,263千円で、アルミ缶等の資源化物の売払い金になります。</p> <p>前年度比7,000千円の減となっておりますが、売払いの単価、それから数量の減少が減額の主な要因になります。</p> <p>5款繰越金は、23年度決算に伴う繰り越し163,646千円でございます。</p> <p>次に、7ページ、8ページをお願いいたします。</p> <p>7款諸収入、1項預金利子が、普通預金の利子121千円で、2項雑入が1,497千円で、雑入の主なものは余剰電力の売電料になります。</p> <p>以上で、歳入の説明を終わります。</p> <p>なお、21ページの方に、実質収支に関する調書を付けておりますが、実質収支額が166,952千円でございます。</p> <p>それと22ページ以降に財産に関する調書を付けておりますが、土地、建物等において年度中の増減はございません。</p> <p>24ページの最後に基金として財政調整基金の決算年度中の増減高が210千円増で、決算年度末の現在高が303,076千円となっております。</p> <p>以上で、決算書の説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、ここで監査報告を願います。</p> <p>長野監査委員、よろしくをお願いいたします。</p>
監査委員	<p>それでは、監査委員を代表いたしまして、決算監査報告をいたします。</p> <p>去る7月16日、原口監査委員とともに、地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、平成24年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計歳入歳出決算について慎重に審査をいたしました結果、適切な執行がなされており、帳簿及び証書類は的確に整備され、正確、順当であると認めましたので、別紙の決算審査意見書を添えてご報告いたします。</p>
議長	<p>監査報告が終わりましたので、これから、質疑を行います。</p> <p>10番 矢野勉議員</p>

10番	<p>主要施策の成果説明書の1ページと2ページのところですけれども。歳入の使用料、手数料のところの、増減が2.3%の増になっております。その下の2ページには、件数と金額が書いてありますけど、件数は15.8%伸びているということなんです。</p> <p>要は、家庭系と事業系に関係があってあまり伸びなかった。金額的にはあまり伸びなくて件数が増えたのか、量的にはどうなのか、その辺のところをちょっと報告を願いたいと思います。</p>
議長	施設課長
施設課長	<p>ただ今、10番の矢野議員が質問されました件について、ご説明申し上げます。</p> <p>家庭系と事業系での量と、それから件数の関係でご説明を申し上げたいと思います。</p> <p>24年度の実績でございますけれども、家庭系の搬入量が2,280t、事業系のほうが580tになります。割合として、家庭系が80%、それから事業系が20%になっております。</p> <p>次に、件数の方ですけれども、家庭系の持ち込み件数が、24年度で24,040台ですね、それから事業系の方が2,866台、割合にしまして、家庭系が約90%、事業系の方が10%というような実績でございます。</p> <p>矢野議員からも言われましたように、これにつきましては、事業系よりも家庭系の伸び率の方が、伸び率の方で説明申し上げますと、個人搬入の量の伸び率が、15年度当初から24年度までの比較で、287%増になっております。家庭系の増がですね、それに対しまして事業系のほうは、マイナスの7.6%。</p> <p>それから、件数の方では、家庭系の伸び率が、操業当初からは286%増、事業系の方が、逆にマイナスの33%ということで、極端に家庭系と事業系の開きが出ているところでございます。</p> <p>申されましたように、家庭系のごみ等が増えている関係で、金額的なものについては減ってきているというような形になっております。以上でございます。</p>
議長	矢野議員
10番	<p>私も以前から、この手数料の関係は引き上げる必要があるじゃないかという話をしておりますけど、検討をするということでありました。</p> <p>監査報告の中にもありますように、搬入手数料については検討をする必要があると、大きい差があるということで指摘をされています。</p> <p>この件についての協議はどのようにされているのか、今の現状についての報告を願います。</p>
議長	施設課長
施設課長	<p>先般の議会、それから監査の方で、議員さん、それから監査委員さんの方からご指摘がございました。それを受けて課長会、それから幹事会、それから市町村長の協議会ということで、協議を行っていただいたところでございます。</p> <p>その中で賛否両論あったわけでございますけれども、主な意見といたしましては、まず反対的な意見と言いますか、ちょっと見合わせた方がいいというような意見といたしましては、家庭系と事業系を同一手数料にするのは再検討をお願いしたいという意見がありました。</p> <p>それから、他に、同じ施設がある団体、これは他の施設との料金の公平性を保っていただければということでございました。</p> <p>それから、いわゆる不正と思われるような搬入については、構成団体の調査などで対処できないかということでございました。</p> <p>それから、家庭系の搬入が多い中で、家庭系を、料金が3倍になるのは住民の理解</p>

	<p>が難しいのではないかというような意見でございました。</p> <p>一方、賛成的な意見といたしましては、近隣の施設の状況を見ても同一料金が多いので、家庭系の値上げは仕方がないのではという意見がございました。</p> <p>それと不正と思われる搬入については、市町村での調査には限界があるので、同一料金にすれば調査の必要性がなくなるのではないかという意見がございました。</p> <p>それと、議会それから監査委員さんの方から指摘があっている中で、検討している中で反対をするというのは難しいのではないかという意見がございました。</p> <p>最終的に協議会での結論といたしましては、意見については合意形成ができていないので、引き続き各団体のご意見を聞きながら、協議を進めていきたいというふうになっております。以上でございます。</p>
議長	矢野議員
10番	<p>最初はそういう結果になるのかなという気はしていたんですけど。</p> <p>要は、以前は各市町村がチェックをして、そしてこちらに持ちこんでいる。それがやはりたいへんだということで、とりわけ家の方が玄関の外から持って行く、逆に行って、こっちに持ち込むというようなことになるので、どうかして、ここで直接搬入ができないのかということによって変えてきたわけですね。</p> <p>それから先が、ものすごく事業系と家庭系の差が出てきたということは、数字的にははっきりしているわけですね。</p> <p>それをチェックするのはどこですのか。ここでできるかということ、前回言われたように、ここではなかなかできない。できないということであれば、元に戻すのかと、それはできない。どうするのかということなんですね。</p> <p>どういうふうに議論をしてもらうか、私も分からないですけど、十分議論をしてくださる、ここをできるだけ近づけるのか、同額にするのか、今のままでいいのか、それはいろいろあるんでしょうけど、やはり少しはですね、差をつけるのをですね、ちょっとここを縮めるというような格好にする必要が、まずはあるんじゃないかと。</p> <p>同額にするのはなかなか難しいかもしれませんが、100円と150円とかですね、そういう格好でどうにか調整ができないのか、そういうところの十分検討をですね、やはりやっていただきたいという要望ですけれども、よろしく願いしておきます。</p>
議長	<p>要望ですね。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>長野議員</p>
14番	<p>関連でございますけれども。</p> <p>私も矢野議員の考え方と一緒にございます。</p> <p>監査の立場からも指摘をしておりますけれども、なかなか協議が進まないということでございます。</p> <p>家庭系が10k50円、事業系が150円ということで、その差が非常に大きいもんですから、家庭系として事業系が入っておるんじゃないかということなんです。</p> <p>それで、これを一度にですね、同額にするというのは、なかなか厳しいものがあると思いますから、やはり段階的に見直していくというような形を取っていくべきではないかということをご提案申し上げます。</p>
議長	提案ですか、答弁はいいですか。
14番	答弁を、そういう考え方をもっておりますけど、お願いします。
議長	事務局長
事務局長	個人搬入の料金につきましては、以前からずっと、議会資料を見ますと、議員さんからも指摘があっておりまして、ただ今施設課長が説明しましたように、1年

	<p>間協議をしまりました。</p> <p>その前の段階でも各市町村がチェックをしてここに持って来ることから、ここでチェックをすると、搬入できるということになりまして、いろいろ怪しい搬入らしきものにつきましては、こちらの方で調べまして、それぞれの市町村に、こういう方については調査をしていただきたいというふうなことで、約425件市町村に返しております。</p> <p>しかし、それが一切返ってきてないというか、調査ができないというふうなことでございまして、施設でも調査は無理であるし、市町村に返してもできないということであれば、やはり料金改定の方に傾かざるを得ないのかなと思いますけれども。</p> <p>今、長野議員さんから申されましたように、料金の同一がいいのか、縮めるのがいいのか、さらに検討をいたしましてですね、できれば議会に提案できればというふうと考えております。よろしく願いいたします。</p>
議長	山内議員
15番	<p>私は、決算書の14ページの3の1の1の11節の修繕費の修理費ですね、いろいろあるわけですね。もちろんああいう施設でございますから、かなりかかると思いますけれども。</p> <p>これのですね、いわゆる業者さんに頼む選定というのは、もちろんこれは特殊な設備でございまして、最初に納めた方におそらくさせてあるだろうと思うんですけども、そういうことが1点とですね、問題はですね、価格の設定、いろいろこれ以外にも、他の項目にもいっぱいあります。どういうふうにされておるのかですね、お聞きしたいと思います。</p> <p>要はですね、今、特殊物はですね、もう日本全国津々浦々ですね、やっぱ私たちがそこら辺ちょっと分らないところもあるんですが、言いままになるというような、以前も多少あったんですけどね、最近特にそれが目に見えてきておるというようなことですからね、どういうふうに、まずはそういうふうにされておるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思うのは、どういうふうにして価格を設定して契約をしてあるのか、ちょっとお願いします。</p>
議長	施設課長
施設課長	<p>1点目の修繕を行う場合の業者選定の関係でございますけれども、大きな修繕、本体に関するような修繕につきましては、こちらを建設いたしましたJFE、旧日本鋼管と申しますけれども、そちらのほうに、あくまでも入札という形で行っております。</p> <p>価格につきましても、大きい金額につきましては、入札という形で行わせていただいております。以上でございます。</p>
議長	事務局長
事務局長	<p>入札をしておりますけれども、出てきた数字につきましては、額につきましては、私ども職員では専門家がおきませんので、第三者機関をお願いをいたしまして、先ほど説明を申し上げましたけれども、14ページの一番下の精査業務委託、500万程度お出ししておりますけれども、実質的には8,000万程度ですね、減額になっておるところでございます。</p>
議長	山内議員
15番	<p>出てきました見積りを、今ちょっと私も見ましたけど、14ページの一番下にある精査業務委託、そこで一応精査をしていただいておりますということなんですね。</p> <p>もうここは第三者的なあれだと思いますけれども、そこら辺も含めてですね、かなり難しいんですけどね。やはりそういう、なんですか、意図したところがないとですね、出す方は意外とはやっぱずるずると来るんですよ。</p>

	<p>そこら辺を今後ですね、非常に難しい問題でもありますけれども、やはり一住民を大事にする観点からもですね、よろしく今後もお願いしておきたいと思えます。以上でございます。</p>
議長	<p>他にございませんか。 平田議員</p>
4番	<p>施設の改修について、質問をいたします。 監査意見書にもございますように、11年を経過しているということで、大体この施設の耐用年数がどれぐらいであるのか、現在の劣化状況と言いましょか、老朽化についてはどのように捉えてあるか、質問をいたします。</p>
議長	<p>施設課長</p>
施設課長	<p>施設の補修の耐用ということでございますけれども、耐用年数につきましては、大規模改修とかをしていくなかで、平均的には25年が耐用年数というふうに言われております。 当施設といたしましても、15年経過頃にこの大規模改修工事を予定をいたしております。先ほど申しあげました、決算の説明の中で申しあげましたように、大規模改修工事費として約20億円ほどかかる予定でございますので、それに向けて来年度より財政計画を立てて、補助金、それから起債、基金等を活用させていただいて、市町村の負担金になるべく重みがかからないようにということで、計画をいたしておるところでございます。 現在の施設の状況でございますけれども、毎年約3億円ほどの補修費をかけて、問題がなく安全、安心に運転ができるようにということで、修繕をさせていただいております。今のところ問題なく運転を行わせていただいております。以上でございます。</p>
議長	<p>平田議員</p>
4番	<p>その財政計画に関しまして、来年度から計画ということでございますが、毎年の補修費も3億円ぐらいかかっているようでございますけれども、それに対する補助金とかの検討を行うということでございますけれども、基金とかですね、後に対してうんと負担を残さないために、今のうちに計画的な財政調整を行うとか、そういう考えはございませんでしょうか。</p>
議長	<p>施設課長</p>
施設課長	<p>来年度頃より財政計画を立てて行わせていただくように考えております。 よろしいでしょうか。</p>
議長	<p>他にございませんか。 これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。 これから、議案第4号「平成24年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を、採決します。 議案第4号は、原案のとおり認定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。 したがって、議案第4号「平成24年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定されました。</p>
閉会	

議 長	<p>以上をもって、本日の日程は、全部終了いたしました。 これをもって、平成25年第2回甘木・朝倉・三井環境施設組合定例会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(11時 2分)</p>
	<p>上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">議 員</p> <p style="text-align: center;">議 員</p>